



## 重大な税収違反の信用失墜主体の情報公開管理弁法について

国家税務総局は2021年12月31日、さらなる税収徴収の正常化や社会信用システムの構築促進などを目的として、「重大な税収違反の信用失墜主体の情報公開管理弁法」(国家税務総局令第54号、以下54号総局令)を公表しました。

現在は同様の管理弁法である国家税務総局公告2018年第54号(以下、2018年54号公告)が存在していますが、新たな54号総局令においては主に信用失墜主体の情報公示期間に関する規定と、情報の公開方法と公開の取り下げ申請手続きについて新設されました。2022年2月1日から現行の2018年54号公告は廃止され、54号総局令が新たに施行されることとなります。

54号総局令の主な内容は、以下の日本語参照訳をご覧ください。

### 重大な税収違反の信用失墜主体の情報公開管理弁法

#### 国家税務総局令第54号

第六条 本弁法における「重大な税務違反の信用失墜主体」(以下、信用失墜主体)とは、次のいずれかの状況にある納税者、源泉徴収義務者、またはその他の税関連当事者(以下、当事者)を指す。

- (1) 帳簿、会計伝票の偽造、改ざん、隠蔽、無断破棄、または帳簿上で支出の過大計上や収入の過少計上、税務当局の通知に基づく申告の拒否、虚偽の納税申告による100万元以上の納税額の過少納付または未納、また、各税の納税額の10%以上の過少納付または未納、上述の手段を用いた100万元以上の税金の少額納付または未納している。
- (2) 納税義務の不履行、財産の譲渡または隠蔽行為、税務当局による追徴課税の妨害、および追徴税額が100万円を超えている。
- (3) 国家を騙して輸出税還付を不正に取得している。
- (4) 暴力や脅迫により税金の支払いを拒否する。
- (5) 虚偽の増値税専用発票を発行、または輸出増値税や税額控除を不正に取得するために虚偽の発票を発行している。
- (6) 虚偽の増値税普通発票を100枚以上または金額にして400万元以上発行している。
- (7) 許可なく発票を印刷、偽造、改ざん、発票偽造防止専用製品を違法に製造する、または発票監督印を偽造する。
- (8) 脱税、延滞税の回収、輸出税還付の詐欺、税金の還付、虚偽の発票発行などの行為があり、監査完了前までに納税義務を果たさず、税務当局の監督から離脱し、税務当局による監査の結果、逃亡と(連絡がとれなく)なる。
- (9) 納税者または源泉徴収義務者が銀行口座、請求書、証明書、またはその他の便宜を違法に提供した場合、または100万元以上の税金の未納、国家の輸出増値税還付を不正に取得している。



(10) 税務代理人が税法または行政規則に違反し、納税者が 100 万元以上の税金を納付しない、過少納付した場合。

(11) その他悪質、深刻な状況、社会的な損害が比較的大きな税収違反がある行為をしている。

第九条 当事者は、税務当局からの通知後 5 日以内に、書面または口頭で陳述または弁護をすることができる。当事者が口頭で陳述または弁護意見を提出した場合、税務当局は、請求の写しを作成し、当事者によって署名されなければならない。税務当局は、当事者の陳述や弁護意見を十分に聴取し、当事者が提出した事実、理由、証拠を審査しなければならない。当事者が提出した事実、理由、または証拠が成立した場合、その事実は採用されるものとする。

第十一条 税務当局は、信用失墜主体へ確定文書が到達した翌月 15 日以内に、以下の情報を社会に公表しなければならない。

- (1) 信用失墜の基本的な状況
- (2) 信用失墜主体の主な税違反の事実
- (3) 税務処理、税務行政罰の決定、法的根拠
- (4) 信用失墜主体を確定した税務機関
- (5) 法令及び行政規則に定めるその他の情報

税務当局は、法律により国家機密として特定された情報、法律、行政規則によって禁止されている情報、および国家の安全、公安、経済安全保障、社会安定を危険にさらす可能性のある情報を開示しない。

第十五条 税務当局は、これらの措置の規定に従って決定された信用失墜主体を納税信用評価の範囲に含め、納税信用管理規則に従って、納税信用評価を D 級とし、D 級に対応する納税者管理措置を適用する。

第十七条 信用失墜主体の情報は、公表日から 3 年が経過した場合、税務当局は 5 日以内に情報の公表を停止するものとする。

コンプライアンス意識の高い日系企業各社様においては、上記の条件や状況に当てはまる事例は少ないとは思いますが、納税行為をきちんと行うという意識を再確認する機会となれば幸いです。

## フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢 (上海) 有限公司)

<p>北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号樓 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:hi.awamura@faircongrp.com">hi.awamura@faircongrp.com</a></p>	<p>蘇州分公司 蘇州工業園區華池街 88 号 晉合廣場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林 (SAKABAYASHI) <a href="mailto:mi.sakabayashi@faircongrp.com">mi.sakabayashi@faircongrp.com</a></p>
<p>上海總公司 上海市黃浦區茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:ik.uehara@faircongrp.com">ik.uehara@faircongrp.com</a></p>	<p>広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬廣場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:yo.furuya@faircongrp.com">yo.furuya@faircongrp.com</a></p>

フェアコンサルティング グループ

# FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・広州・深圳・台湾・香港



FAIR CONSULTING  
GROUP

深セン分公司  
深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室  
電話：+86-755-8252-8290  
担当：古矢（FURUYA）日本国公認会計士  
[yo.furuya@faircongrp.com](mailto:yo.furuya@faircongrp.com)

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

[www.faircongrp.com](http://www.faircongrp.com) © 2022 Fair Consulting Group All rights reserved.

JAPAN - Tokyo, Osaka, Nagoya, Fukuoka / CHINA - Shanghai, Suzhou, Shenzhen, Beijing, Guangzhou / HONG KONG - Hong Kong / VIETNAM - Hanoi, Ho Chi Minh / SINGAPORE - Singapore / INDIA - Gurgaon, Chennai, Bangalore / TAIWAN - Taipei / INDONESIA - Jakarta / THAILAND - Bangkok / MALAYSIA - Kuala Lumpur / PHILIPPINES - Manila / MEXICO - Leon / AUSTRALIA - Melbourne / GERMANY - Munich, Düsseldorf / USA - New York, Los Angeles / ISRAEL - Tel Aviv / NEW ZEALAND - Auckland